

しながわ電気・ガス給付金申請書の送付先変更申請書の案内 (しながわ電気・ガス料金緊急支援事業)

本申請書は、入院、施設入所その他やむを得ない事情により、住民登録地で申請書を受け取ることができない方が、申請書の送付先変更を申請するためのものです。単に、利便性向上を目的とした勤務先・別荘等への送付先変更は認められません。
令和 8 年 10 月中旬頃に新たな送付先へ申請書を送付します。

■提出書類

送付先変更申請書(次ページ)を記載して、以下の本人確認書類※のコピー(A4 サイズ)とともに
ご提出ください。

※本人確認書類は、次の有効期限内の【1 点】または【2 点】を提出してください。

※従来の健康保険証(健康保険被保険者証)は、有効期限(令和 7 年 12 月 1 日)が切れているため、
本人確認書類として使用できません。事情により提出が難しい場合はご相談ください。

【1 点】公的機関が発行した写真付のもの 1 点

マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・身体障害者手帳・
在留カード・特別永住者証等。

【2 点】公的機関が発行した写真無しのもの 2 点

介護保険の被保険者証、マイナ保険証に代わる資格確認書、年金証書等。
または、これら 1 点とその他書類 1 点(写真付学生証・写真付社員証・キャッシュカード等)。

■注意事項

- ・送付先変更申請書は、原則申請対象者本人が記入してください。申請対象者本人以外が申請する場合は、
「送付先変更申請書の委任状(しながわ電気・ガス料金緊急支援給付金)」ほか確認書類が必要になります
ので、区ホームページにてご確認ください。
- ・申請書は、原則申請対象者本人宛てに送付します。施設・病院・親族宅等へ送付する場合は、「〇〇方」など、
配達に必要な情報を送付先欄に記入してください。

■提出方法:郵送(特定記録など送付記録が確認できる方法により送付ください。)

■郵送先:〒141-0033 東京都品川区西品川 1-28-3
品川区地域活動課 しながわ生活応援担当(電気・ガス)

■提出期限:令和8年9月 25 日(金)必着

■問合せ

しながわ電気・ガス料金緊急支援事業コールセンター 電話:0120-667-621

受付時間 月～金曜日 午前 9 時～午後 5 時(土日祝日を除く)

品川区地域活動課 しながわ生活応援担当(電気・ガス) 電話:03-5498-6350

受付時間 月～金曜日 午前 8 時 30 分～午後 5 時(土日祝日を除く)

送付先変更申請書

(しながわ電気・ガス料金緊急支援事業)

【同意事項】全てにチェックを入れてください。

- ☐ 入院、施設入所その他やむを得ない事情により、住民登録地で申請書を受け取ることができません。
- ☐ 記載内容に虚偽はありません。
- ☐ 区が送付先変更の必要性について確認を行う場合があることに同意します。

品川区長 あて

① 申請者

		記入日	令和	年	月	日
氏名	姓	生年月日		年	月	日
	氏名					
令和8年 6 月1日 時点の住所		〒				

② 送付先

		記入日	令和	年	月	日
送付先	〒	電 話	(平日日中に連絡可能な番号) — —			
これまで住民票上の 住所地へ受け取ること が出来なかった理由 (具体的に)						
郵便局へ転送届を提出 できなかった理由						
区への伝達事項 (任意)						
メールアドレス (任意)	フリガナ					

添付書類:本人確認書類のコピー【1 点】または【2 点】(前ページ「■提出書類」参照)。